

施策2

地域を担うひとづくり

(1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成

現状と課題

- 近年、個人や世帯が抱える課題が多様化し、地域のつながりも希薄化する中、「誰一人取り残さない社会」を目指すためには、身近な住民同士で互いを気かけ合い、認め合いながら、ともに暮らしていく関係性が必要です。
- また、誰もが生きがいを持って自分らしく、住み慣れた地域でともに暮らしていくためには、「支え手」と「受け手」に分かれることなく、住民一人ひとりが役割を持ち、「他人事」を「我が事」として捉えながら、支え合う気運の醸成を図ることが重要です。
- こうした中、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者をはじめ、その家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷があるほか、SNSなどを通じたいじめの存在が改めて社会問題となりました。
- このため、住民一人ひとりが人権尊重の理念について深い理解と認識を持ち、ひとに寄り添い、支え合う気運を高めることが求められています。

取組の方向性

◆ **ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成**

- 地域における支え合いについて学ぶ機会の確保や、社会福祉法人等による地域に身近な様々な活動を促進することにより、ひとに寄り添い支え合う気運を醸成します。

◆ **人権尊重理念の理解促進**

- 「栃木県人権施策推進基本計画」に基づき、人権尊重の理念について各種人権施策を展開し、住民一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな社会の実現を目指します。

県の施策

◆ **ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成**

- 地域住民等に対して「地域共生社会」の理念の浸透を図るとともに、住民同士による地域での見守りや支え合いなど、身近な地域生活課題を把握・解決に資する活動などについ

て学ぶ機会を確保するため、各種講習会やセミナー等を開催します。

- 市町や関係機関による実践事例の情報共有や、意見交換を行う場を設置するとともに、各関係機関の長を対象としたセミナーの開催を通じて、「とちまる地域共生社会」の実現に向けた気運を醸成するなど、市町における「包括的な支援体制」の構築を支援します。
- 生活に困難を抱える個人や世帯を早期に発見し、適切な支援機関につながる仕組みづくりに向けて、県社会福祉協議会が開催するセミナー等に対して支援を行うとともに、地域住民や民生委員・児童委員等に対する出前講座や研修を開催します。〈再掲〉
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をはじめ、地域における支え合い活動などの充実を図るため、栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会が取り組む「いちごハートねっと事業」と連携するとともに、県内外の好事例を紹介するなど、多様な主体が取り組む創意工夫ある活動を普及・促進します。

◆ 人権尊重理念の理解促進

- 認知症は誰もがなりうることから、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。【はつらつプラン 第5章において記載〈再掲〉】
- 「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての住民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。【障害福祉計画 第2章Ⅵの8において記載〈再掲〉】
- 心の輪を広げる体験作文や障害者週間のポスターの募集、優秀作品の発表、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解を促進します。【障害者プラン 施策Ⅲの1（1）において記載〈再掲〉】
- 子どもの健やかな成長や発達のため、子どもの最善の利益を尊重すること等を明記した「児童の権利に関する条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する各種啓発を行います。【子ども・子育てプラン 施策Ⅰにおいて記載】
- 子どもが自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう、人格形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心と態度を育てる教育を行います。【子ども・子育てプラン 施策Ⅰにおいて記載〈再掲〉】

- 住民一人ひとりが、人権の意義や重要性を正しく理解し、日常生活における人権尊重意識の高揚が図られるよう、イベントや講演会等の開催、啓発資料の作成・配布とともに、様々な媒体を活用した啓発事業を行います。〈再掲〉

評価指標

(単位：市町)

項目 \ 年度	現状値 (2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
包括的な支援体制の構築に取り組む市町数	8	10	13	16	19	22	25

(単位：人)

項目 \ 年度	現状値 (2020.12)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
認知症サポーター養成数〈再掲〉	229,319	→		231,000	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

(単位：%)

項目 \ 年度	現状値 (2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
困ったときに、家族・親族以外で相談できるところ（相手）がない県民の割合	10.6	→				減少を目指す	(※)

(※) 次期栃木県重点戦略と整合を図る。

(2) 地域住民等による社会貢献活動の充実

現状と課題

- 地域では、買い物や通院などの日常生活に身近な課題を抱える個人や世帯が存在しており、それらを解決する担い手として、社会福祉法人や民生委員・児童委員、地域のボランティア等による、住民に身近な地域での支援が求められています。
- 一方で、少子高齢化や人口減少等に伴い、こうした役割を担う人材の高齢化や不足などの課題が見られることから、高齢者や障害の有無などにかかわらず、地域で暮らす住民一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合う活動に参加することが必要です。
- こうした中、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が社会福祉法に規定され、これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、制度の狭間にある課題などの様々な地域生活課題や福祉ニーズに対し、総合的かつ専門的に対応していくことが重要です。
- このため、地域の担い手となる人材の発掘、養成及び確保や、地域住民等による支え合いはじめ、地域に身近な課題にも対応した社会貢献活動の促進が求められています。

取組の方向性

◆ 地域の担い手の確保及び活動支援等

- 地域の担い手の確保等に向けて、地域住民をはじめとする人材の発掘、養成及び確保するとともに、活動の支援に向けた取組を促進します。

◆ 多様な主体による社会貢献活動の促進

- 地域住民等が主体となった身近な生活課題の解決を図るため、社会福祉法人による「地域における公益的取組」をはじめとする、地域の様々な支え合い活動等を促進します。

県の施策

◆ 地域の担い手の確保及び活動支援等

- 地域住民の主体的な活動による課題解決力強化や活力向上を図るため、学生を対象とした地域づくり体験活動による担い手の発掘及び、実践者の育成や活動の支援を行うなど、将来にわたる持続的な次世代の担い手の確保に努めます。

- 地域の社会資源のネットワーク形成を推進し、コーディネートする能力を向上させるため、市町及び市町社会福祉協議会の職員等に対して研修を実施するなど、その役割を担う人材の活動を支援します。
- ボランティアやNPO法人の活動を支援するため、「とちぎボランティアNPOセンター（愛称：ぼ・ぼ・ら）」と連携を図り、相談対応や情報発信、各種研修等を実施します。
- ICTやIoTなどのデジタル技術を活用しながら、不足する担い手等の確保や感染症対策に資する対応、地域住民同士による見守り、つながる仕組みづくりに向けて、セミナー等を通じた先進的事例の情報収集・紹介を行います。〈再掲〉
- 高齢者の社会参加を一層推進するため、シニアサポーターの養成を行うとともに、身近な地域でも相談等ができる窓口の設置を推進することで、地域における社会参加の環境づくりに取り組みます。【はつらつプラン 第1章の1において記載】

◆ 多様な主体による社会貢献活動の促進

- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をはじめ、地域における支え合い活動などの充実を図るため、栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会が取り組む「いちごハートねっと事業」と連携するとともに、県内外の好事例を紹介するなど、多様な主体が取り組む創意工夫ある活動を普及・促進します。〈再掲〉
- 企業、団体等の社会貢献活動や協働の取組を促進するため、11月の「とちぎ県民協働推進月間」を中心に様々な機会を通じて普及・啓発活動に取り組みます。
- ボランティア活動を推進するため、とちぎ福祉プラザボランティアルームの活用及び市町社会福祉協議会等におけるボランティアコーディネーターの配置等により、各種相談援助事業や活動ニーズとのマッチング機能の強化を図るとともに、スキルアップに向けたセミナーの開催や子どもたちの福祉の学びの機会の提供など、県社会福祉協議会の取組を通じて支援します。
- 生きがいづくり、健康づくり、地域づくりを目指して行っている老人クラブの多様な活動を支援するとともに、老人クラブの組織強化を図るため、「いきいきクラブ大学校」によるリーダーの養成等を行う栃木県老人クラブ連合会の活動を支援します。【はつらつプラン 第1章の1において記載】
- 地域社会において子どもたちが主体的に環境学習や環境保全活動に取り組むことができるよう、「こどもエコクラブ」への支援を行います。【子ども・子育てプラン 施策Vにおいて記載】

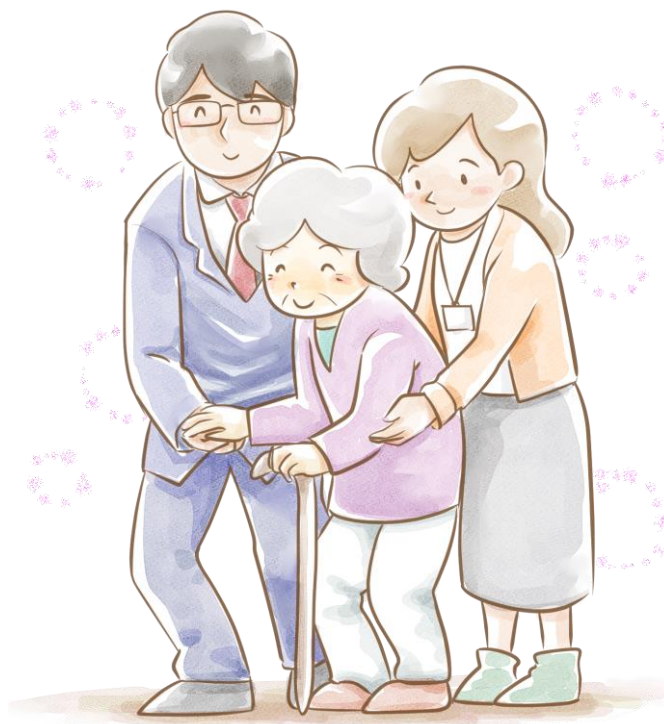
施策2 地域を担うひとづくり

- 民間企業等による社会貢献活動を促進するため、県社会福祉協議会が実施するボランティア活動の核となる人材の養成を目的とした研修等を支援します。

評価指標

(単位：%)

項目	年度	現状値 (2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
高齢者の社会貢献活動 参加率		52.3	→		上昇を 目指す	次期「はつらつプラン」と 整合を図る。		



地域で輝くふくしのチカラ^{グランプリ}大賞

平成 28(2016)年4月に施行された改正社会福祉法において、社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが法人の責務として規定されました。

県では、社会福祉法人をはじめ、NPO法人等が地域で展開している様々な支え合いの活動などの促進を図るため、「地域で輝くふくしのチカラ大賞(グランプリ)」を実施しています。

実際に応募された取組では、サロン活動等の居場所、つながりづくりや、住民がボランティアとして参画しながら協働して行うものなど、地域のニーズに応じた様々な活動がありました。

これらの中から、外部の有識者等を含めた表彰委員会により優良事例を選考し、実践フォーラムにおいて受賞法人による事例発表等を行いました。

いま、地域では、人々が暮らす環境が豊かになる一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などに伴い、買い物や通院などをはじめ、日常生活に身近な課題を抱えている住民がいます。

こうした課題をはじめ、地域に身近な課題を地域で解決するため、社会福祉法人や団体等が中心となって様々な活動を実践することにより、地域のつながりや支え合いが促進されるような仕組みづくりに取り組みます。

2019年度受賞法人

- ☆ 最優秀賞
社会福祉法人足利むつみ会：足利市
(前列右)
- ★ 優秀賞
社会福祉法人パステル：小山市
(前列左)
社会福祉法人両崖福祉会：足利市
(後列中央)
- 特別賞
特定非営利活動法人ゆっくりサロン：那須町
(後列左)
社会福祉法人明成会：宇都宮市
(後列右)



最優秀賞を受賞した「足利むつみ会」の取組については、[施策3 \(72 ページ\)](#)で紹介しています。

2020年度受賞法人

- ☆ 最優秀賞
社会福祉法人蓬愛会：宇都宮市 (前列中央)
- ★ 優秀賞
特定非営利活動法人グループたすけあいエブロン
：塩谷郡高根沢町 (後列左)
- 特別賞
こども食堂ネットワークかぬま：鹿沼市 (後列右)



事例3



(栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会)

県内の社会福祉法人で構成している当協議会では、地域の方々に対する相談や支援等を行う「いちごハートねっと事業」を展開しています。

本事業では、地域において様々な「生活のしづらさ（経済的困窮、病気やけが、子育ての悩みなど）」を抱えながらも、どうしてよいか分からずお悩みの方や、必要な支援を受けられない方、孤立している方などに対し、社会福祉施設の持つノウハウや機能、ネットワークを活かして福祉に関する相談に応じる「おこまり福祉相談」や各社会福祉施設が特性を活かして取り組む「あんしん支援事業」を実施しています。

令和3(2021)年2月末現在、122 の社会福祉法人が助け合いのネットワークを形成し、“いちご（一期）一会の出会い”を大切にしている地域の暮らしを支えます。

生活や福祉のことでお困りの方は、お近くの「おこまり福祉相談窓口」まで、お気軽に御相談ください。

いちごハートねっと事業



相談窓口は、インターネットからご覧いただけます

○ 主な取組

- ① 社会福祉施設に福祉の何でも相談窓口を設置 **「おこまり福祉相談」**
- ② 各社会福祉施設の特性を活かした様々な支援事業を実施 **「あんしん支援事業」**
- ③ 地域の社会福祉施設及び福祉関係機関とのネットワークの構築
- ④ 地域相談支援員のスキルアップのための研修等の実施
- ⑤ 栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会の運営



(3) 福祉人材の育成・確保

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化に伴い、地域では様々な支援を必要とする住民が増加しており、専門職や民生委員・児童委員等のなり手不足や高齢化など、こうした人材の確保・育成等が課題となっています。
- 特に介護人材の問題においては、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の推計により、平成28(2016)年度の介護人材数に加え、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に、本県では約8,900人の介護人材が必要とされていますが、介護現場における人手不足感は依然として高く、様々な要因によって参入と定着が困難な状況です。
- また、民生委員・児童委員においては、高齢者、障害者、児童など、地域住民の様々な相談への助言や福祉サービス情報の提供等、住民の身近な相談相手として、地域福祉を推進するための幅広い活動を行っている中、こうした活動の負担感が強く、なり手不足による欠員が生じるなど、後継者の確保が重要な課題となっています。
- このため、介護人材や民生委員・児童委員など、地域福祉を担う人材の確保に向けた取組を推進するとともに、こうした人材の定着や後継者の育成を図るため、就業・活動環境の整備等を行い、新たな人材の参入促進に向けた取組が求められています。

取組の方向性

◆ 介護人材等の確保及び質の向上等

- 「栃木県福祉人材・研修センター」と連携を図り、介護人材をはじめとする福祉人材の確保や、質の向上に向けて取り組みます。

◆ 民生委員・児童委員の確保及び質の向上等

- 民生委員・児童委員の充足率の向上を図るため、後継者の確保・育成及び活動環境の改善に向けた取組を促進します。

県の施策

◆ 介護人材等の確保及び質の向上等

- 福祉人材・研修センターと連携を図り、新たな福祉人材の育成や潜在福祉人材の就労を促進するとともに、人材確保のための相談や就職斡旋及び、福祉従事者の資質向上のための研修等を実施します。
- 介護未経験の地域住民の参入を促進するため、市町を主体とした「介護に関する入門的研修」を実施するとともに、就労意欲の高い受講者に対して、福祉人材・研修センター等による就労支援につなげます。【はつらつプラン 第6章の1において記載】
- 介護職への就労を支援するため、福祉人材・研修センターにおいてキャリア支援専門員による求人・求職者のマッチングを行うほか、ハローワーク等での出張相談や就職フェアを実施します。【はつらつプラン 第6章の1において記載】
- 高齢者を対象に、介護周辺業務を担う「とちぎケア・アシスタント」を養成し、養成した人材と介護事業所のマッチングを行うことにより、元気な高齢者の介護業界への参入と介護職員の負担軽減を図ります。【はつらつプラン 第6章の1において記載】
- 介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、適切なキャリアパス・スキルアップを図るための研修を実施します。【はつらつプラン 第6章の2において記載】
- 介護人材の育成・定着に取り組む事業所を対象とした認証・評価を実施し、各事業所の人材育成・確保状況を「見える化」することで、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入・定着を図ります。【はつらつプラン 第6章の3において記載】
- 障害児・者の希望する社会生活の実現のため、資質向上のための研修を実施することにより、質の高いケアマネジメントを実践できる相談支援専門員の養成に取り組みます。【障害福祉計画 施策Vの1（2）において記載】
- 保育士資格を有しているものの保育士として保育等に従事していない保育士（潜在保育士）に対する研修の実施、再就職準備金や保育料の貸付けによる再就職支援等を行い、積極的に保育士の人材確保を図ります。【子ども・子育てプラン 施策IVにおいて記載】

◆ 民生委員・児童委員の確保及び質の向上等

- 毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から始まる「活動強化週間」をはじめ、民生委員・児童委員制度の概要や活動内容等についての講座の開催や、メディアを活用等しながら、様々な機会を通じて広く民生委員・児童委員の理解を図ります。
- 学生や地域住民を対象に、民生委員・児童委員活動の意義や、やりがい等を学ぶ講座や一日体験を実施することで周知・啓発を図り、民生委員・児童委員活動への協力者及び、将来的な後継者を育成します。
- 民生委員・児童委員活動に必要な知識や技術を習得し、多様な福祉課題に対応した活動の展開に向けて、様々な福祉制度や実践事例を学ぶための研修会を開催するなど、「栃木県民生委員児童委員協議会」と連携しながら、民生委員・児童委員の資質の向上に向けた取組を行います。
- 民生委員・児童委員活動を円滑にするため、民生委員・児童委員に対して適切な情報提供等を行うとともに、民生委員制度や児童委員制度、活動内容等について、地域住民の理解を促進し、活動しやすい環境づくりを行います。
- ICTやIoTなどのデジタル技術を活用しながら、不足する担い手等の確保や感染症対策に資する対応、地域住民同士による見守り、つながる仕組みづくりに向けて、セミナー等を通じた先進的事例の情報収集・紹介を行います。〈再掲〉

評価指標

(単位：市町)

項目 \ 年度	現状値 (2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護に関する入門的研修実施市町数	5	→		25	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

(単位：法人)

項目 \ 年度	現状値 (2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
とちぎ介護人材育成認証制度の審査・認証法人数	39	→		100	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

民生委員・児童委員の協力者・後継者の確保に向けた取組

県では、制度の周知・啓発を図るとともに、民生委員・児童委員の協力者及び後継者を確保、育成するため、平成29(2017)年度より「民生委員・児童委員協力者等育成事業」に取り組んでいます。

本事業では、①民生委員活動の一日体験と、②民生委員協力者・後継者育成講座を実施しており、内容は以下のとおりです。

また、民生委員制度が創設100周年を迎えた同年には、知事自らが民生委員活動の一日体験をし、住民のご自宅へ訪問活動を行いました。

① 民生委員活動の一日体験

民生委員活動の一日体験参加希望者が、地域の民生委員に同行し、見守り対象者の自宅を訪問し、民生委員活動を体験します。

民生委員制度の知識だけでなく、実際にどのようなことをしているのかを肌で感じることで、自身が住む地域の民生委員・児童委員の活動に関心を持つことを目的としています。

また、地域福祉への理解を深めることで、民生委員への協力だけでなく、ボランティア活動への自主的・積極的な参加が期待できます。

② 民生委員協力者・後継者育成講座

民生委員活動の一層の周知・啓発を行い、地域全体で民生委員を支える意識を醸成するとともに、将来の民生委員・児童委員を発掘、育成すること、民生委員が活動しやすい環境づくりをしていくことを目的としています。



<知事による民生委員活動の一日体験に当たり、栃木県民生委員児童委員協議会 日向野会長(写真右)から委嘱状を交付>



<民生委員活動の一日体験>



<民生委員協力者・後継者育成講座>